

台風第 9 号による防災情報(第 4 報)

新庄河川事務所では、8 月 22 日 21 時 30 分災害対策支部(警戒体制・砂防)を設置し警戒にあたっておりましたが管内の砂防施設等の点検の結果、異状が認められないこと、また、今後まとまった降雨が予想されないことから、8 月 23 日 17 時 30 分に災害対策支部(警戒体制・砂防)を解除しました。

1. 新庄河川事務所の体制

- 8 月 22 日(月)21 時 00 分 災害対策支部(注意体制・砂防)設置
- 8 月 22 日(月)21 時 30 分 災害対策支部(警戒体制・砂防)設置
- 8 月 23 日(火)17 時 30 分 災害対策支部(警戒体制・砂防)解除

※災害対策支部(砂防)設置基準

注意体制:連続雨量 80mmに達し土砂災害のおそれがある場合

警戒体制:連続雨量 120mmに達し土砂災害のおそれがある場合

時間雨量 40mmに達し土砂災害のおそれがある場合

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所

山形県新庄市小田島町5-55

TEL:0233-22-0262 (調査課直通)

副所長(砂防) しぎはら 嶋原 よしたか 吉隆 (内線 205)

調査課長 くぼた 窪田 としかず 敏一 (内線 351)